横浜市立潮田中学校　いじめ防止基本方針

平成３０年２月２８日策定

１、　いじめ防止に向けた学校の考え方

（１）いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第２条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（２）潮田中学校いじめ防止基本方針の目的

潮田中学校いじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」という。）は、いじめの防止及び解決を図るための基本事項等を定めることにより、いじめ問題に対して教職員・生徒・保護者等が相互に協力しながら、子どもの健全育成を図り、「いじめをしてはいけない」という気持ちを醸成させ、いじめのない学校を目指すものである。

２、「学校いじめ防止対策委員会」の設置

（１）委員会の構成員

〇対策委員会の構成員は原則として次の者とする。
校長・副校長・教務主任・学年主任・生徒指導専任教諭、生徒指導部長
養護教諭、学校スクールカウンセラー、各学年生徒指導部教諭。

〇事案の状況により、関係する教職員等を加える。

〇必要に応じて、関係諸機関や専門家等の参加を求める。

（２）委員会の運営

〇「学校いじめ防止対策委員会」は、原則として週１回、定期的に開催する。
なお、いじめを認知した際は、直ちに委員会を開催する。

〇校長等の責任者は、学校としての組織的な対応方針を決定するとともに
会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

（３）委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的に、いじめ問題に取り組む中核の役割を担うものであり、次のような具体的な活動を行う。

◆いじめの未然防止

魅力ある学校づくりと、「居場所づくり」・「絆づくり」の推進

・いじめが起きにくい、いじめを許さない風土づくり（道徳教育の充実）

・あいさつ運動、相談活動の充実。
・「授業が命」＝「わかる授業」。
（思考判断表現を中心に生徒が主体的に取り組める授業・適正な評価）
・基本的生活習慣の確立と適切な人間関係づくり。
・行事、部活動、地域活動の充実と自己有用感の醸成。
・学校いじめ防止対策委員会の存在・活動を生徒・保護者に周知。

◆いじめの早期発見・早期対応

「教育相談」の充実、教職員体制の組織化と強化

・教職員と生徒の充実したコミュニケーションと信頼関係の構築。
・教育相談週間の実施と充実（年間２回）。
・いじめ（疑いを含む）の早期発見・早期対応のための観察と変化への対応、教職員相互の積極的な情報交換と共有。
・いじめ（疑いを含む）に対する適切な対処・措置。
・組織的対応と保護者との連携・信頼関係の構築。
・アンケートの実施と正確な情報収集と分析。
・関係諸機関との連携強化。

◆取組の検証

計画の実施と検証、修正

・学校いじめ防止対策基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正。
・いじめ防止等に関する、校内研修の企画と実施。
・学校いじめ防止対策基本方針・いじめ防止等に関する、点検と見直し。
（PDCA サイクルの実行を含む）

（４）年間計画

月	内　　容
４月	対策委員会（活動方針の確認）　生徒指導研修（いじめ防止研修）
５月	「いじめ早期発見のための生活アンケート」（記名式）　教育相談 学校・家庭・地域連携事業実行委員会
６月	潮田大祭　授業参観　地区懇談会
７月	保護者面談　生活実態調査（アンケート実施）
８月	対策委員会（１学期ふり返りと今後に向けて）体罰防止研修
９月	人権教育研修　教育相談週間
１０月	児童生徒交流日　授業参観
１１月	人権教育講演会　人権週間
１２月	保護者面談　いじめ防止一斉キャンペーン（アンケート実施）
１月	生活実態調査　教育相談週間　授業参観
２月	学校・家庭・地域連携事業実行委員会、いじめ防止対策点検・見直し
３月	対策委員会（次年度に向けて）

３、　いじめ未然防止及び早期発見、事案対処への取組

いじめは誰にでも起こり得る事実を踏まえ、次の取組を重視する。

（１） いじめの未然防止

子どもたちの様々な活動において、問題が起きにくい風土をつくると同時に、問題を回避できる力を育て、自己存在感や充実感を感じられる「だれもが・安心して・豊かに」生活できる学校づくりを推進する。

具体的な取組として

① 魅力ある学校づくりを目指し、「いじめが起きにくい」・「いじめを許さない」風土づくりを推進する。

・道徳教育の充実

・生徒・保護者に対す「横浜ケータイ・ネット５か条」の推進

② 自己有用感が醸成される教育活動の充実を図る。

- 体育祭、文化祭など学校行事における達成感、こころの揺さぶりを体感する
- 部活動（日常の活動、部活動壮行会、部活動伝達式）を通した、「社会的スキル」の構築
- 生徒主導の全校集会の実施
- リーダー研修会の実施とリーダーの育成
- 地域行事への積極的な参加と「潮田を愛する心（地域愛)」の醸成

③ 誰もが安心で、自己存在感や充実感を感じることができる「居場所づくり」の構築を図る。

- 思考判断表現を中心に生徒が主体的に参加できる授業づくと、集団づくり
- 自尊感情を高める授業の展開と学び合い
- 国際教室の充実
- 潮田における人権教育（地域理解、多文化の日、等）の充実

④ 他者との円滑な関わりを感じられる「絆づくり」の構築を図る。

・人と関わることを喜びと感じる体験の充実

・自ら進んで他者や集団に貢献する活動への誇りと参加の充実

・自者・他者の問題を回避できる人間関係調整能力の育成

（２） いじめの早期発見

いじめは、目に見えにくく、潜在化していることを理解し、些細な予兆や変化に対し、いじめの疑いを持ち、積極的に認知するため、早期発見の取組を行う。

具体的な取組として

①教職員・学校体制

・いじめの定義理解を含む教職員の研修

・定期的な教育相談及び、効果的な実施にむけての職員研修

・いじめを見逃さない教職員体制の強化と、迅速な情報交換と共有

・アンケートと、いじめ解決キャンペーンの実施

・情報モラル教育の推進

②保護者・地域との連携

・いじめの定義理解についての情報発信
・インターネット等の使用における保護者責任の認識
・いじめへの対処及び、情報モラルについての共有

（３）いじめに対する措置

いじめの疑いがあった時点で、迅速な情報共有と組織的対応、支援・指導を行うために些細な予兆や変化・懸念、生徒からの訴えを個人で判断するのではなく、直ちに学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、組織的な対応を行う。

具体的な取組として

・いじめ防止対策委員会での情報収集と共有、対応と方針の決定、記録
・被害生徒及び保護者への支援、加害生徒及び保護者への指導・支援
・保護者の協力、関係諸機関との連携
・被害者・加害者・観衆・傍観者に対する指導・支援・協力体制の要請

（４）いじめの解消

いじめの解消状態とは、いじめの行為が、「少なくとも３ヶ月（目安）止んでいること。」

「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。」の条件を満たしていうこととする。

具体的な取組として

・生徒に、いじめが及ぼす様々な影響について考えさせるため、道徳教育・人権教育の充実を図る。
・定期的に被害生徒、加害生徒の見守り及び相談活動を行い、保護者との定期連絡を行う。

（５）教職員研修の実施

いじめに対し、生徒の心理や行為・行動の背景にある生徒同士の人間関係を捉えることができるよう教職員の資質・能力を高める。

具体的な取組として

・全職員によるリスクマネジメント（いじめ未然防止）校内研修における共通理解
・傾聴訓練、カウンセリング演習等の研修の充実

（６）学校・家庭・地域連携事業等との連携

・学校運営協議会（平成３０年度より）を中心に、潮田中学校区学校・家庭・地域連携事業実行委員会、潮田中学校小中学校連携事業、地区懇談会、関係諸機関等を活用し、いじめ問題の重要性や認識を高めるとともに、学校の抱える様々な課題、生徒の居場所づくり・絆づくりについて、ブロック小学校・保護者・地域と協議する機会を設け、連携の強化を図る。

４、　重大事態への対処

〇重大事態の疑いが発生した場合、次の対処を行なう。

【重大事態の定義】
いじめ防止対策推進法２８条第１項においては、いじめ重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき」（同項第１号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき」（同項第２号）とされている。

（１）発生の報告
・重大事態と思われる事案が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

（２）調査・報告
・いじめ対策防止委員会を中心に、直ちに調査・対応・報告をする。
・再発防止の視点での調査も実施する。

（３）生徒・保護者への報告
・いじめの被害生徒及び保護者、加害生徒及び保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係を適宜、適切に報告する。

５、　いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応について、年間１回、または必要に応じて組織、取組について見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

・令和５年３月改訂